

古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告の概要

1. 全国の歴史的な風土の保存の必要性

古都保存法／わが国往時の政治・文化の中心等として歴史上重要な地位を有する古都における歴史的風土を、土地利用規制＋損失補償・土地買入れにより現状保存

※古都：京都市、奈良市、鎌倉市など10都市

※歴史的風土＝歴史的建造物等と自然的環境が一体となって古都における伝統と文化を具現・形成している土地の状況

長い歴史と伝統、豊かな自然に恵まれた日本



—古都以外にも優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在—
日本人の精神的よりどころとして次世代に継承されるべき国民共有の文化的資産

2. 歴史的な風土をめぐる状況と課題

○歴史的風土の保存をめぐる時代要請と対象範囲の広がり

歴史的・文化的資産の多くが市街地に存在 制度的対応のない資産は時間とともに急速に減少

近代の歴史的・文化的資産に対する価値認識の高まり 都市全体の資産として活かされる取組みが必要

○歴史的な風土に対する住民等の価値意識

歴史的な風土は日常生活の場や生産・経済活動の場 地域自らでは価値が認識されにくい状況も存在

生活様式変化等により相続等を契機とした歴史的な風土の消失も発生、自助努力による取組みにも限界

○歴史的な風土の維持管理の困難性

一定の労力と費用が不可欠 資産の多くは個人資産・様々な課題 防災や技術者等の不足にも留意

3. 古都保存行政の理念の全国展開に向けて

歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくりへの展開

○まちづくりに関わる関連制度等が歴史的な風土の保存・活用を軸に活用されるよう発想を転換すべき

○歴史的な風土を活かしたまちづくりの方針のマスタープランへの位置づけ・周知、関連法制度の活用が必要

○関連法制度や事業の仕組みをわかりやすく周知し、地域の相談や要望に応える努力を継続すべき

○国民共有の資産として保存・継承すべき歴史的な風土について、国として保存・継承する方法を、法制面、財政面、税制面から検討すべき

歴史的な風土の保存・活用と生活との共存

○歴史的な風土の核となる資産を厳格に維持保存しつつ、新たな価値の創出も必要

○防災性の向上、歴史文化の学習や歴史観光の場の創出、伝統的技術の継承、技術力の向上が必要

多様な主体による歴史的な風土の保存・活用の条件整備

○歴史的な風土を有する地域等が、自らの価値の再認識に資する普及啓発活動を推進すべき

○多様な主体が歴史的な風土を活かしたまちづくりについて合意、ルールを設けて実践するプロセスの確保、保存・継承するにふさわしい歴史的な風土の創出にも取り組むべき

○国の支援策の積極的活用とともに、支援措置等について引き続き検討が必要